

技 第 352 号
令和 4 年 9 月 5 日

隠岐支庁県土整備局長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

「災害査定における島根県統一事項（公共土木施設）令和 4 年 6 月」の
当面の運用について（通知）

災害査定における島根県統一事項（公共土木施設）については、令和 4 年 5 月 30 日付け
技第 149 号「「災害査定における島根県統一事項（公共土木施設）」の改正について（通知）」
により令和 4 年 6 月版として発出しているところですが、当面は下記のとおり運用するこ
とし、次回改訂時に正式に反映させることとしましたので、関係職員に周知願います。
なお、市町村には別途参考送付しています。

記

1 内 容

災害査定における島根県統一事項（公共土木施設）令和 4 年 6 月の P38「Q25 ブロッ
ク積の使い分けは？」については、別添のとおりとする。

2 適 用

査定単価適用日が令和 4 年 9 月 1 日以降の災害査定設計書

3 その他

本通知は、技術管理課のホームページに公表します。

また、職員ポータルライブラリに以下の名称で登録します。

- ・01-02-300【災害査定における島根県統一事項（公共土木施設）】

技術管理課
土木設計基準グループ
廣野 0852-22-5941

3 設計・積算

Q25 ブロック積の使い分けは？

A

- ・ 道路施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする
- ・ 河川施設の場合、美しい山河を守る災害復旧基本方針に基づいて A,B,C 表による検討・整理を行ったうえで構造（環境保全型または間知ブロック積）を決定することとする
- ・ 道路河川兼用護岸の場合は、河川管理者との協議による
- ・ 砂防施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする

※A,B,C 表は、査定時に査定官または検査官が確認される。

【解説】

道路施設において、高さによってはコンクリート擁壁が経済的となる場合があるので、確認を行うこと。

河川施設においては、従前から有している河川環境の保全に配慮することが重要であるため、現地等調査により保全対象を把握し、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成のうえ、復旧工法を選定する。

保全対象：動植物等の重要種および環境保全上重要な区間・箇所

【参考例】

環境保全型

- ・ 被災箇所およびその周辺で、しまねレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種の生息等の可能性が高い場合
- ・ 地元への聞き取りの結果、ゲンジボタルの生息が確認されるなど、生息環境の保全が必要となる場合

間知ブロック積

- ・ 重要種等保全対象となる存在が確認されない場合
- ・ 被災箇所前後または付近の既施設が間知ブロック積である場合。ただし、河川環境に稀少生物の存在が確認できた場合を除く。

道路河川兼用護岸の場合も、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成する。

砂防施設（護岸）の場合は、現場条件を把握（A表及びB表の作成）した上で、選定する。

間知ブロックによる河川護岸は、災害手帳 P531 表-5 盛土区分の背面勾配を適用する。

災害査定統一事項（公共土木施設災害） 新旧対照表

項目	旧	新
<p>3 設計・積算 Q25</p>	<p>3 設計・積算 Q25 ブロック積の使い分けは？</p> <p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする ・河川施設の場合、原則、<u>コンクリートブロック積（環境保全型）</u>とするが、美しい山河を守る災害復旧基本方針に基づいてA,B,C表による検討・整理を行ったうえで構造（環境保全型または間知ブロック積）を決定することとする ・道路河川兼用護岸の場合は、河川管理者との協議による ・砂防施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする </div> <p>※A,B,C表は、査定時に査定官または検査官が確認される。</p> <p>【解説】 道路施設において、高さによってはコンクリート擁壁が経済的となる場合があるので、確認を行うこと。 河川施設においては、従前から有している河川環境の保全に配慮することが重要であるため、現地等調査により保全対象を把握し、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成のうえ、復旧工法を選定する。</p> <p>保全対象：動植物等の重要種および環境保全上重要な区間・箇所</p> <p>【参考例】 環境保全型 <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所およびその周辺で、しまねレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種の生息等の可能性が高い場合 ・地元への聞き取りの結果、ゲンジボタルの生息が確認されるなど、生息環境の保全が必要となる場合 間知ブロック積 <ul style="list-style-type: none"> ・重要種等保全対象となる存在が確認されない場合 ・被災箇所前後または付近の既設施設が間知ブロック積である場合。ただし、河川環境に稀少生物の存在が確認できた場合を除く。 道路河川兼用護岸の場合も、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成する。 砂防施設（護岸）の場合は、現場条件を把握（A表及びB表の作成）した上で、選定する。</p> <p>間知ブロックによる河川護岸は、災害手帳 P531 表-5 盛土区分の背面勾配を適用する。</p>	<p>3 設計・積算 Q25 ブロック積の使い分けは？</p> <p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする ・河川施設の場合、美しい山河を守る災害復旧基本方針に基づいてA,B,C表による検討・整理を行ったうえで構造（環境保全型または間知ブロック積）を決定することとする ・道路河川兼用護岸の場合は、河川管理者との協議による ・砂防施設の場合、原則、間知ブロック積（練積）とする </div> <p>※A,B,C表は、査定時に査定官または検査官が確認される。</p> <p>【解説】 道路施設において、高さによってはコンクリート擁壁が経済的となる場合があるので、確認を行うこと。 河川施設においては、従前から有している河川環境の保全に配慮することが重要であるため、現地等調査により保全対象を把握し、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成のうえ、復旧工法を選定する。</p> <p>保全対象：動植物等の重要種および環境保全上重要な区間・箇所</p> <p>【参考例】 環境保全型 <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所およびその周辺で、しまねレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種の生息等の可能性が高い場合 ・地元への聞き取りの結果、ゲンジボタルの生息が確認されるなど、生息環境の保全が必要となる場合 間知ブロック積 <ul style="list-style-type: none"> ・重要種等保全対象となる存在が確認されない場合 ・被災箇所前後または付近の既設施設が間知ブロック積である場合。ただし、河川環境に稀少生物の存在が確認できた場合を除く。 道路河川兼用護岸の場合も、災害復旧箇所河川特性整理表（A表）および設計流速算定表（B表）を作成する。 砂防施設（護岸）の場合は、現場条件を把握（A表及びB表の作成）した上で、選定する。</p> <p>間知ブロックによる河川護岸は、災害手帳 P531 表-5 盛土区分の背面勾配を適用する。</p>